

平成１８年度、平成２０年度、平成２５年度、平成２６年度及び平成２７年度包括外部監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、港区長から通知がありました。

平成２９年４月１３日

第１ 通知の範囲及び概要

- １ 平成１８年度包括外部監査の結果に関する報告等に基づき講じた措置は１件です。
- ２ 平成２０年度包括外部監査の結果に関する報告等に基づき講じた措置は１件です。
- ３ 平成２５年度包括外部監査の結果に関する報告等に基づき講じた措置は８件です。
- ４ 平成２６年度包括外部監査の結果に関する報告等に基づき講じた措置は５件です。
- ５ 平成２７年度包括外部監査の結果に関する報告等に基づき講じた措置は２３件です。

第２ 内容

[平成１８年度包括外部監査]

１ 「総合支所庁舎の維持管理について」

（１）総合支所庁舎の施設管理人制度の見直しの必要性（高輪地区総合支所）

ア 指摘等の内容

総合支所の施設管理人は、日中は別の職場に勤務し、主に夜間の災害応急対応を行っていますが、今後は、より実効性の高く、効率的な対応方法について検討を行い、総合支所庁舎の施設管理人制度自体の見直しを検討する必要があると考えられます。

イ 講じた措置の概要

高輪地区総合支所の施設管理人住宅は、平成２８年１０月２１日の港区職員住宅運営委員会において、廃止が決定されました。

[平成２０年度包括外部監査]

１ 「清掃事業に関する財務管理及び事務の執行等について」

（１）組織内文化の違いと、その変革の必要性

ア 指摘等の内容

東京都職員からの身分切替えや所属する労働組合の違いを遠因として、清掃作業現場職

員には、港区の他部門との間の人事異動がありません。研修制度等の充実により、他部門との間の人事異動そして組織内交流を可能にする組織作りを検討する必要があると考えます。

イ 講じた措置の概要

清掃作業に従事する職員は、募集・採用の段階から当該業務に専ら従事する職に位置付けられており、東京都から清掃事業が移管される以前の歴史的経緯も踏まえると、職種を越えた人事異動や配置を行うことは困難な状況です。区は、平成28年度から人材育成方針に基づき、清掃作業職員も含めた全職員を対象とした悉皆研修を実施し、職種、部門を越えた職員の交流機会を創出することとしました。

[平成25年度包括外部監査]

1 「国際化推進に関連する事業の財務事務の執行について」

(1) 実績が少ない施策について（企業等と連携した防災行動計画の作成）

ア 指摘等の内容

防災行動計画策定にあたっては、企業に一方的に支援を求めるのではなく、企業側にもメリットがある計画の策定を検討することが重要になります。

イ 講じた措置の概要

防災行動計画を策定することにより、企業には被害状況や交通等の情報を収集するメリットがあります。平成27年10月1日に赤坂青山地区帰宅困難者対策ルール（防災行動計画）を策定し、赤坂地区での滞留者対策本部の場所を赤坂地区総合支所と決定しました。災害時には、企業が参集し、対策本部を立ち上げ、各種情報を区から収集して支援行動する仕組みを構築しました。

(2) みなとタバコルール普及啓発の手法について

ア 指摘等の内容

現在、路面シールやポスターの多言語併記を実施していますが、この施策に加えて外国人に対する「みなとタバコルール」の普及啓発方法のあり方を再検討する余地があります。

イ 講じた措置の概要

路面シール、ポスターでの多言語併記のほか、以後新たな普及啓発を行う場合は、すべて多言語併記を原則とすることとしました。平成28年度は、雨水ます貼付用ステッカー、ポスター、喫煙場所ステッカーについて多言語併記しました。

(3) 港区指定喫煙場所の設置

ア 指摘等の内容

外国人を含む喫煙者の意見や要望を調査し、利用しやすい指定喫煙場所の設置を検討し、

みなとタバコルールを守ることができる環境を整備することが望まれます。

イ 講じた措置の概要

平成27年8月に実施した外国人へのアンケート調査結果も踏まえて、みなとタバコルールが守られる環境を整備するため、周辺に配慮した喫煙場所や、屋内喫煙場所の設置を積極的に進めたことにより、港区基本計画に計上した当初の整備目標48か所に対し、平成28年度までに49か所を整備し計画を達成することができました。

(4) 事業の成果について

ア 指摘等の内容

芝地区交流拠点「芝の家」の外国人参加促進について、マガジンラボへの外国人参加2名という事実が、国際化推進プランの目的に照らして十分な水準なのかについては、明確になっていません。何をもって事業の成果とするのか、あらかじめ明確にしておき、事後的な検証が可能となるようにする必要があります。

イ 講じた措置の概要

平成28年度から外国人の参加が見込まれるイベント開催にあたっては、前年あるいは類似のイベントの外国人参加数を参考に達成すべき目標を定め、事後的な検証が可能となるようにしました。効果を検証した上で、イベント内容の改善や広報、周知の工夫により外国人の参加促進を進めます。

(5) 物件等の調達及び契約に関する職務権限について（港区国際交流協会処務規程における事務局長の権限）

ア 指摘等の内容

平成19年4月6日に通知された措置においては、「協会の契約に関する事務局長の決定権限の縮小を指導し、協会は『港区国際交流協会処務規程』を改定し、100万円未満を50万円未満としました。また今後も適切な指導・監督を行っていきます。」としていますが、現状、事務局長の決定権限は「100万円未満の物件等の調達及び契約に関すること。」となっており、従来と変わっていませんでした。本来であれば、「港区国際交流協会処務規程」を早急に改正することが必要ですが、交流協会としては、区による統制を強化するという条件のもと、権限は現状のままとすることも検討の余地があります。区は、平成17年度の指摘内容も考慮しつつ、最適な権限のあり方について検討する必要があります。

イ 講じた措置の概要

国際交流協会の契約に関する事務局長の決定権限の縮小を指導しました。その結果、協会は『港区国際交流協会処務規程』を平成27年4月1日に改正し、事務局長の決定権限100万円未満を50万円未満としました。

(6) 総合支所での外国語の印刷物の管理について

ア 指摘等の内容

今後、総合支所ごとに外国語刊行物を総括的に管理する部署又は担当を決めた上で、当該部署又は担当によって外国語の印刷物を統一的に管理し、外国語印刷物の効率的・効果的な配布に資することも検討の余地があります。また、国際化推進プランの所管課である国際化・文化芸術担当の意向を総合支所に確実に伝えるという意味においても、当該部署の設定は必要と考えます。

イ 講じた措置の概要

港区国際力強化推進委員会において外国語の印刷物の管理については、各総合支所の状況に合わせて情報提供しやすい方法また、管理しやすい方法を任せる方策をとりました。

(7) 総合支所ごとの対応について（総論）

ア 指摘等の内容

外国人の総合支所利用者数に関わらず、全総合支所で外国人が行政サービスを日本人と同様に受けることができる同じ環境を整えることが原則となります。よって、情報の多言語化の充実度は、各総合支所において均一的に実施することが要求されます。まず、各総合支所において均一的に対応すべき事項を明確にし、それ以外の事項については、総合支所の状況に任せる方策が有効と考えられます。

イ 講じた措置の概要

港区国際力強化推進委員会において情報の多言語化の充実度については、転入した外国人に渡す「ウェルカム・パッケージ」やカテゴリー別の小冊子「役立つ MINATO 生活情報」を統一的に配布することを共有しました。それ以外の事項については、各総合支所の施設状況に応じて任せる方策をとりました。平成 28 年度から通訳タブレットを導入し、各総合支所の窓口で多言語対応が可能となりました。

(8) 高輪地区総合支所の現状と対策

ア 指摘等の内容

外国語表記の印刷物が配置されていますが、外国語専用ラックはなく、配置箇所は拡散しており、目的の外国語の印刷物を発見し難い状態になっています。外国語印刷物の配置方法を明確化し、日本語、外国語の印刷物すべての配置を再整理することが望まれます。

イ 講じた措置の概要

平成 28 年度に外国語専用ラックを設置し、日本語、外国語の印刷物すべての配置を再整理しました。

[平成 26 年度包括外部監査]

1 「防災、危機管理及び生活安全に関する事業の財務事務の執行について」

(1) 災害対策用職務住宅の確保方法の見直しについて

ア 指摘等の内容

災害対策用職務住宅は、情報の収集・発信や災害対策本部の立ち上げなど多岐に渡る職務について、的確、迅速に初動対応するために、災害対策本部となる港区役所本庁舎から徒歩１０分圏内に設置されている。同住宅は、民間の借り上げや災害対策住宅等を活用する方法により確保しているが、民間から借り上げてまで確保することは区の負担が大きいと考えられる。本庁舎から徒歩１０分圏内に活用できる災害対策住宅がないことを理由に民間借り上げを行っているが、必ずしも１０分圏内にこだわる必要はないと考える。現在借り上げている住宅については計画的に解約し、既存の災害対策住宅を活用するなど、その確保方法を見直す必要がある。

イ 講じた措置の概要

平成２８年度までに、全ての借り上げ住宅を解約しました。

(２) 備蓄物資の計画的な更新について

ア 指摘等の内容

備蓄物資に保存期限の切れた物資が存在した。備蓄物資は廃棄することとなる前に、訓練等の機会に配布するなど、より有効な活用が図れるよう、備蓄物資の保存期限を考慮しながら計画的に更新していく必要があると考える。

イ 講じた措置の概要

保存期限を迎える備蓄食料については、防災訓練等で有効活用し、食品ロス削減に向けて計画的に更新することとしました。

(３) 基金の計画的な利用について

ア 指摘等の内容

震災対策基金を財源とした事業は、平成２４年度及び２５年度については、港区基本計画に沿った事業に充てられているといえるが、２３年度以前は、事業を実施するにあたり、基金を充当するか、一般財源で実施するか、事業の一貫性や計画性が明確でないと感じ受けられた。基金は通常、一定の金額を設定して、これを消化する事業実施形態となる。したがって基金を積み立てる際にどのような事業を行うのか、あらかじめ具体的な計画を策定し、その所要金額を積み立てて金額を決定すべきものである。基金を財源とする事業については計画的に実施することが必要と考える。

イ 講じた措置の概要

震災対策基金は、平成２８年度をもって廃止しました。平成２９年度から震災の予防及び応急対策については、一般財源で実施します。

(４) 事業の活性化について

ア 指摘等の内容

防災知識の普及・啓発の重要性に比して、本事業の実態が低調である。平成２５年度に

は防災週間にパネルを掲示したり、青山中学校生徒に対する防災講習や避難所立ち上げ体験等を実施したとのことであるが、事業の重要性からもより活発な活動が望まれる。

イ 講じた措置の概要

これまで実施している活動に加え、平成27年度から赤坂消防署主催のイベント「防災救急フェア」において、防災に関する情報を提供するブースを出展することとしました。今後も様々な機会を捉えて、防災知識の普及・啓発に努めます。

(5) 防犯カメラ設置基準の履行確認について

ア 指摘等の内容

区は防犯カメラの運用について、「港区防犯カメラ等整備補助基準」を定めており、これを満たすものについて区が補助を行っている。しかし、区は防犯カメラを管理する各地域団体に対して、この基準とおりの運用管理が行われているか、確認していない。区は防犯カメラの設置団体が基準に則った運用を行っているか検査確認し、必要に応じて指導していくことが必要である。

イ 講じた措置の概要

防犯カメラ設置後に現場確認を実施することは、事務処理マニュアルに明記されています。平成29年3月に、改めて、防犯カメラ等整備費補助金交付団体からの実績報告時に職員が現場確認（検査）を行うとともに、必要に応じ、交付団体に対して「港区防犯カメラ等整備補助基準」の遵守を求めるよう各総合支所協働推進課（実務担当課）に通知し、徹底を図りました。

[平成27年度包括外部監査]

1 「スポーツ推進及び文化芸術振興に関連する事業の財務事務の執行について」

(1) 指定管理者へのインセンティブ付与について

ア 指摘等の内容

神明子ども中高生プラザでは、指定管理者が障害児へのきめ細かな対応を実施しており、口コミで障害児の利用が増える傾向にある。このような場合に、指定管理者へ何らかのインセンティブを与えることができれば、指定管理者の励みとなり、事業の有効性、効率性のさらなる向上が期待できる。今後も所管課においては、指定管理者が安定的かつ効率的なサービス提供に向けて、積極的に事業を実施し、日々の業務改善に取り組むことができるよう、指定管理者へのインセンティブ付与の方法について留意しつつ、施設における継続的なサービス向上に取り組むことが望まれる。

イ 講じた措置の概要

指定管理者へのインセンティブの付与として、区は、予算の弾力的運用（経費区分間の流用）、社会経済状況等の変化に伴う経費負担への対応、余剰金を活用した事業提案の採用、

評価結果の公表を実施しています。今後も引き続き、月次モニタリングを通して、業務実施状況等を把握し、上記のインセンティブを活用することで指定管理者の意欲を引き出すとともにモチベーションの維持・向上に努めます。

(2) 未成年者に関する法律文書の署名について

ア 指摘等の内容

施設内において未成年者が怪我をし、母親のみの署名で念書を作成した事案が見られた。未成年者の法定代理人は親であるから、未成年者に関する法律文書には親（父母がいる場合には両親）の署名が必要である。今後は、原則として法定代理人（父母がいる場合には両親）の署名を要することを各施設の共通認識とし、統一的な対応をする必要がある。

イ 講じた措置の概要

未成年者に関する法律文書は、法定代理人（父母がいる場合は両親）が複数いるかを確認し、必ず全ての法定代理人（父母がいる場合は両親）の署名もしくは捺印をもらうことを徹底しました。

(3) 事業計画書の日付の無記載について

ア 指摘等の内容

指定管理者から提出された事業計画書に、日付が記載されていなかった。基本協定書上要求される正式な文書である以上、作成日付を記載すべきである。

イ 講じた措置の概要

平成28年度分の事業計画書から、作成日付を記載することを徹底しました。

(4) 保険証券の未確認について

ア 指摘等の内容

指定管理者には保険加入が義務付けられているが、区は保険証券の原本を確認しておらず、写しの提出も求めていなかった。保険加入は受託者の義務であり、区は履行の確認を適時に行って、その事跡を残すため写しを入手する必要がある。また、区は写しを適切に保管して、いつでも保険の内容を把握できるようにすべきである。

イ 講じた措置の概要

平成26年度の保険証券については、その後、原本を確認し、区は写しを保管しました。平成27年度からも保険証券の原本を確認し、写しを保管することを徹底しました。

(5) 利用定員について

ア 指摘等の内容

障害者のためのリフレッシュ体操は定員30名であるが、対象となる身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者は7,000人を超えている。対象者数に対して定員30名という状況が十分かどうか、検討の余地がある。

イ 講じた措置の概要

これまで、リフレッシュ体操の希望者全員が受講することが出来ている状況にあり、また、体操を実施するに当たっては、安全面に充分配慮する必要があることから、定員３０名は適切であると考えています。今後も希望者数の推移等を注視し、必要に応じて事業の内容や定員を見直します。

(６) 参加人数の内訳について

ア 指摘等の内容

いちょう学級の運営は、受講者が安全に安心して活動に参加できるよう、講師の他、ボランティアや看護師といった多くの人に支えられている。保健福祉支援部事業概要や事務事業評価シートにおいて、いちょう学級の参加者数を記載しているが、人数の内訳は示していない。人数の内訳が示されていないと、その実態が伝わらず、誤解を招く恐れがある。述べ参加者数を公表する際には、人数の内訳を明示することが必要と考えられる。

イ 講じた措置の概要

平成２８年度から保健福祉支援部事業概要において、延べ参加者数を「受講者数」と「講師・ボランティア数」に分けて明示しました。

(７) 開催数と定員について

ア 指摘等の内容

生活習慣病予防教室や健康講座は人気が高く、好評であることから、会場をみなと保健所に加え区民センターやスポーツセンターでも開催するなど、より多くの参加機会を提供できるような展開が必要と考えられる。

イ 講じた措置の概要

平成２８年度の健康講座は、ＣＯＰＤ（慢性閉塞性肺疾患）と歯科をテーマにした会を男女平等参画センター（リーブラ）にて開催しました。また、生活習慣病予防教室は、平成２９年度に各地区にある区有施設で開催する予定です。今後も、より多くの区民が参加しやすいよう、機会の提供に努めてまいります。

(８) 成果物の有効活用について

ア 指摘等の内容

芝地区の魅力発掘・発信の推進事業の中で、芝地区のまちなみの移り変わりをビデオで記録し、ＤＶＤに収める事業を行っている。しかし、ＤＶＤは「ふれ愛まつりだ、芝地区！」などでの公開以外に活用されていない。区の公式ホームページで公開したり、区役所等のロビーにあるモニターで公開したりすることで、区民の地域の歴史への理解を促し、地域への愛着を深め、地域の文化を広く発信していくなど、有効活用について検討するべきである。

イ 講じた措置の概要

DVDについては、平成28年度は、区民参画組織芝会議（まちづくり部会・まちの魅力発掘部会）において検討資料として視聴したり、地区版計画の見直しを検討する地区版計画推進部会や、地域の人材を育成する「ご近所イノベータ養成講座」において参考資料として配布したほか、様々な区民が集まる地域交流拠点「ご近所ラボ新橋」でも映像を公開しました。今後も地域の歴史・文化を広く発信していくため映像を有効活用していきます。

（9）地域資源の継承の取組について

ア 指摘等の内容

第53回赤坂をどりの際、来賓及び参加者に対して名入れ手拭いを配布した。このことは記念品としての意味はあるが、このイベントに参加したことのない、あるいはイベントを知らない在住・在勤者等への情報発信については、より効果的な方法を検討する必要がある。

イ 講じた措置の概要

平成28年度からは、地域の伝統芸能・伝統文化を後世に伝承する目的とした赤坂をどりでの手拭い配布を中止し、赤坂地区版計画書に基づく地域事業「赤坂青山子ども中高生共育（ともいく）事業」文化プログラムで体験講座を実施し、効果的に情報発信することとしました。

（10）経費の受益者負担について

ア 指摘等の内容

赤坂地区の小学生の岐阜県郡上市での体験教室について、その参加費は平成26年度10,000円であるが、なぜ10,000円であるかということについて、区の明確な方針があるわけではない。説明可能な受益者負担の方針を定めておくことが必要である。

イ 講じた措置の概要

平成28年度に体験教室の受益者負担の考え方については、参加者には、鉄道・宿泊料等を負担してもらうこととし明確にしました。

（11）実地踏査の報告書について

ア 指摘等の内容

港区と郡上市の子どもたちの交流事業実地踏査運營業務委託について、実施報告書が作成されていない。下見を行った以上、その内容について報告書を作成し、その成果や検討しておくべき事項などを担当者全体で共有できるようにして、下見の効果を最大化するよう努める必要がある。

イ 講じた措置の概要

平成27年度から実施報告書を作成し、引率者全員で課題・注意事項等を共有することとしました。

(12) 反訳業務の契約方法について

ア 指摘等の内容

赤坂・青山歴史伝承塾の聞き取り取材に係る音声データの反訳業務委託は、13回に渡り同一の事業者と契約しているが、契約事務の効率性を考えると、単価契約による一括契約にしたほうが合理的であったといえる。事業の性質を考えると、複数回にわたる契約になる可能性が高く、また各案件もそれほどの金額でないことが予め判明している場合には、効率性にも配慮した契約方法を検討する必要がある。

イ 講じた措置の概要

赤坂・青山歴史伝承塾は平成26年度で事業を終了しました。今後、同様の業務を実施する際は、内容を精査し、適正な処理に努めます。

(13) 成果物の有効活用について

ア 指摘等の内容

本事業の中には赤坂青山町会連合会創立60周年記念DVDを作成する業務が含まれているが、このDVDは赤坂地区総合支所管内の各町会及び自治会に配布する程度の活用に留まっている。また、DVDの内容が多くの人に興味を持つようなものとは言えず、むしろ写真や書状などのほうが記念品として相応しいのではないかと考えられるものであった。メディアアート展だから映像化するというのではなく、町会連合会の60周年を記念するという目的とそれに相応しい手段を考えるべきである。

イ 講じた措置の概要

赤坂・青山歴史伝承塾は平成26年度で事業を終了しました。今後、同様の業務を実施する際は、内容を精査し、適正な処理に努めます。

(14) 赤坂親善大使の活用について

ア 指摘等の内容

赤坂メディアアート展事業については展示業務も実施しているものの、費用の多くは赤坂親善大使の活動に費やされている。赤坂親善大使の活動に係る経費をメディアアート展として、あるいは文化・芸術事業として予算執行することには違和感を拭えないのも事実である。本事業は平成26年度で廃止ということであるが、赤坂親善大使についてはその事業目的を再整理し、今後の活用方法を検討していくことが必要である。

イ 講じた措置の概要

赤坂親善大使は、赤坂メディアアート展事業のまちおこしプロジェクトから誕生したもので、その誕生を記念した活動イベントを実施してきましたが、平成27年度からは、新たな赤坂地区版計画書において、地域事業「赤坂親善大使メジャー化計画」として活用することとしました。

(15) アンケートの方法について

ア 指摘等の内容

平成26年度実施分のアンケート結果では、参加者や来場者の意見の羅列があるのみで、区が来年以降、この意見の全てについて対応することは現実的ではない。より多くのアンケートを集め、多くの方から得られた情報を集計して分析する作業が必要となる。

イ 講じた措置の概要

平成28年度はアンケート内容を見直し、回答を選択する項目を増やしました。その結果、幅広い年代から回答を得ることができ、意見の集約にも繋がりました。

(16) 交付請求書及び着手届の日付、金額について

ア 指摘等の内容

5団体の交付請求書及び着手届について、日付、金額の双方、あるいはいずれか一方が鉛筆書きのものがあった。下書き等を目的とする鉛筆による記載は、正式な提出の際には消去できない筆記用具で書き改めるべきである。

イ 講じた措置の概要

全ての助成金関係書類は、消去できない筆記用具で記載することを徹底しました。

(17) 団体への指導や助言について

ア 指摘等の内容

助成事業に対する第三者による事後評価において、すべての項目において目標を達成できなかった団体は、事業審査会において、事業規模の著しい拡大や予算設定のずさんさについて懸念されており、事務局が同団体と実施状況を打ち合わせしながら進めることを条件に助成を決定したが、結果的に事務局による指導や助言が十分になされず、事業実施に対して低い評価にとどまった。団体への助成金を有効に活用するためには、団体の運営上の懸念点をできる限り早期に把握して、審査会での各委員の指摘や意見を事務局においても十分に検討し、適時に適切な指導を実施するべきである。

イ 講じた措置の概要

平成28年度から審査会での各委員の指摘や意見、その他団体の運営上の懸念点については、事務局でも共有・検討し、適時に適切な指導を行ない、団体への助成金を有効に活用することとしました。

(18) 事業実績報告書の提出日について

ア 指摘等の内容

実施要綱においては、事業実績報告書は事業が完了した日から30日以内に提出とされているが、事業が完了した日は特段定義されておらず、イベント等が終了した日なのか、アンケートの集計、経費の支払・精算まで含め、残務が完了した日なのか、あるいはその他特定の日であるのかは明らかではない。事業の完了日について明確に定義すべきである。

イ 講じた措置の概要

実施要綱第19条「助成決定者は、助成事業に係るアンケートの集計並びに経費の支払及び清算を全て処理し、助成事業を完了させた上で、助成決定のあった日の属する年度の3月20日（その日が港区の休日を定める条例（平成元年港区条例第1号）第1条第1項の休日に当たるときは、当該休日の直前の平日）までに港区文化芸術活動サポート事業助成実績報告書（第8号様式）を区長に提出しなければならない。」とし、事業の完了日について明確にしました。

（19）事後評価者の任命について

ア 指摘等の内容

平成26年度の事後評価については、事業実施要綱第18条第2項によらず、実質的には法人に依頼したうえで、法人に所属する者が各団体の評価を分担し、評価に対する謝金は全て法人代表者の個人名の口座に一括して振り込まれていた。従って、実施要綱に則った文化芸術に高い識見を有する者により評価が実施されたかどうか、明確となっていない。実施要綱に準拠した評価者を適切に任命すべきである。

イ 講じた措置の概要

平成27年度の事後評価より、実施要綱第18条第2項に基づき、文化芸術に関連する大学、財団、法人等から、過去に評価に関する実務経験がある5人の専門家に依頼し、評価を実施しました。

（20）事業を中止した団体について

ア 指摘等の内容

平成26年度は、平成25年度に続き2回目の助成を受けた団体が、展覧会の会場が手当できなかったことにより、事業の中止を届け出て、助成金を返還するに至っている。前年度は事業を問題なく実施し、高評価を得ていたため、事業の進捗に何らの問題が発生することを予想しづらいといえる。一方、事業の実施時期が前年度と異なることは事前に把握できたことから、必要な助言を行う余地が全くなかったとはいえない。事業中止等なく助成金を有効に交付するためにも、団体との実効性のあるコミュニケーションによる助言や指導が望まれる。

イ 講じた措置の概要

平成28年度からは事前にヒアリングを行うとともに、各団体の進捗状況の確認や助言、指導を定期的に行ない、事業中止等なく助成金を交付できるようにしました。

（21）団体の代表者やその関連する者への支出について

ア 指摘等の内容

事業実績報告書に添付された領収書等の証憑に、代表者やその近親者の可能性のある者への講演料・謝金等の支払が含まれていたり、代表者本人が別途経営する個人事務所への支払が含まれていたりする団体が複数あった。団体の運営においては、理事等がその団体

から金銭を収受することは利益相反取引にならないように配慮する必要がある。助成の審査過程においては、代表者等に関わる取引に関する判断のプロセスは明確にしておく必要がある。

イ 講じた措置の概要

代表者等に関わる取引に関するものは予算書や決算書に明記させるとともに、事務局及び審査委員会で細かく確認し、審査の段階において利益相反取引にならないようにしました。

(2 2) 事業実績報告書の受領日について

ア 指摘等の内容

一部の団体について、事業実績報告書の提出日として記載された日と区の受領印の日付に1週間以上の間隔がある。この状態では、区の確認業務の遅延によるものか、団体側の事情によるものか、一見して判断できない。当初提出日と最終確認日を区別できる様式の採用や別途書類の検収書の入手等を検討することが望まれる。

イ 講じた措置の概要

申請者に対して、実績報告書の不備が多くあるいは団体側の事情等により当初提出日から再提出日まで大きく間隔がある場合は、再提出の都度、日付を当該提出日に変更するように徹底させるとともに、区の確認業務についてもより迅速に行うこととしました。

(2 3) 参加団体の事業費負担について

ア 指摘等の内容

子どもの広場部会は実行委員会から受け取った事業運営費を参加団体に事業費補助として支給しているが、団体への支給金額は定額ではない。キスポート財団が保管している子どもの広場部会の出納帳に、各団体からの領収書のみが添付されており、支出内容を示す領収書等の証拠書類は、平成26年度の事務局である土木施設管理課で、各団体からの事業予算請求書とともに保管されていた。各団体の事業費の支給額は、提出された証憑の裏付けをもつものであったが、支給基準等を定めた規約等は特になかった。支出に際しての判断基準が文書化されていないため、各年度の事務局担当者の裁量に依存することになり、一貫性のある対応は不可能となり、事務局担当者が判断に迷う場面も生じると予想される。証憑書類の取扱等も含めた参加団体への支給基準や事務処理の取扱規程を定めることが必要と考えられる。

イ 講じた措置の概要

平成28年8月1日に「みなと区民まつり実行委員会子どもの広場部会参加団体助成金交付要領」を制定し、目的、助成の対象となる経費や申請・決定・実績報告等の事務処理について定めました。子どもの広場の出展団体数も安定し、来場者数も増加してきたことから、この要領による助成は概ね3年を目途に廃止を予定しており、補助団体には、この間に丁寧に説明していきます。領収書等証拠書類については、申請書類等と一緒に子どもの広場部会から提出を受け、実行委員会事務局にて確認し、保管することとしました。